

# 子どもの未来を支える里親基金 補助金交付規則

## 第1条（補助金の交付等の対象者）

1. 補助金の交付その他の基金利用（以下「補助金の交付等」という。）の対象者は原則として、山形県に居住する25歳未満の者とする。

## 第2条（補助金の交付等の申請）

1. 補助金の交付等を希望する子ども及び保護者・親権者は、事前に本会役員またはエリアマネージャーに相談し、本会の定める「子どもの未来を支える里親基金 補助金申込シート」を本会代表宛てに提出しなければならない。
2. 支援を要する子どもや青年の保護者・親権者を通さずに申請を行う必要がある場合は、本会役員またはエリアマネージャーが関係機関等からヒアリングを行い、必要に応じて第3条3項に掲げる本会相談役に相談し、申請を行うことができる。

## 第3条（補助金の交付等の決定）

1. 補助金の交付等の決定は、次条に従い、代表が行う。
2. 代表は、前項の決定までに副代表の同意・決裁を取らなければならない。
3. 代表は、制度的な部分で相談が必要であれば米沢市の福祉事務所に相談、法律等も含めて確認が必要であれば次に掲げる本会相談役に相談することができる。その相談内容及びその結果については、記録を取り、決定までのプロセスとして保存しなければならない。

弁護士	阿部 哲
司法書士	高橋 輝
税理士	松田 純一
社会保険労務士	高橋 久義

## 第4条（補助金の交付等）

1. 本会は、次の補助を行うものとする。

- (1) 親亡き後の子ども達の生活・学習支援に要する必要資金の補助
- (2) 虐待等を受けて行き場所のない子ども達・青年の生活支援に要する必要資金の補助
- (3) 生活に困窮している子ども達の宿泊等・体験イベントへの参加費補助
- (4) 上記以外に本会が支援を必要と認めたもの（いずれも現行制度の中で支援できないケースに限る）

2. 補助金額については下記のように定める。

1. 親亡き後の子ども達の生活・学習支援に要する必要資金の補助については、その世帯状況に応じてホームヘルパーに入っただく等の必要があれば実費相応分、その年齢や進学希望等のニーズも鑑みて基金の財源等も考慮しながら就学支援金を決定する。
  2. 虐待等を受けて行き場所のない子ども達・青年の生活支援に要する必要資金の補助については、18歳未満であれば児童相談所が介入可能であり、関係機関とも連携の上、一時的に生活する場が必要であればその生活費実費相応分を支援する。18歳以上であれば就労状況等も含めて総合的に判断し、一人暮らし等に向けた補助金として交付決定する。
  3. 生活に困窮している子ども達の宿泊等・体験イベントへの参加費補助については、イベントを企画する団体等への参加費補助を行う。
  4. 上記以外に本会が支援を必要と認めたもの（いずれも現行制度の中で支援できないケースに限る）に対しては、緊急性・必要性より相談役等からの助言を得ながら、基金の財源等も考慮して決定を行う。
3. 18歳未満の者に対する補助金の交付は、対象者を支援する団体等に対して行う。交付を受けた団体等は、当該補助金を適切に管理しなければならない。